

事例1-(1)-②	
件名	理・美容車の取扱い
改善の方向	厚生労働省は、各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供する必要がある。
意見・要望等	<p>自動車に設備を設けて理容、美容の業を行う施設（以下「理・美容車」という。）に必要な床面積は、店舗型の理容所及び美容所（以下、本事例において「理・美容所」という。）と同等の基準が求められているため、大型の自動車が必要となり、コスト面の負担が大きいだけでなく、駐車スペース等の問題から、個人宅を訪問することができない等の支障があるので、基準を見直してほしい。</p> <p style="text-align: right;">（理・美容業の団体）</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	<p>理容師法（昭和22年法律第234号）</p> <p>理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）</p> <p>美容師法（昭和32年法律第163号）</p> <p>美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）</p>
調査結果	<p>〔制度の概要〕</p> <p>理・美容所を開設しようとする者はあらかじめ都道府県知事、市長又は区長（以下、本事例において「都道府県知事等」という。）に開設の届出を行わなければならない（理容師法第11条第1項及び美容師法第11条第1項）。また、理・美容所に従事する理容師及び美容師（以下、本事例において「理・美容師」という。）の変更など、開設の届出の内容に変更があった場合には、都道府県知事等に変更の届出を行わなければならない（理容師法第11条第2項及び美容師法第11条第2項）。</p> <p>また、理・美容所の開設者は、理・美容所について、常に清潔に保つこと、消毒設備を設けること、採光、照明及び換気を充分にすることのほか、都道府県、市又は特別区（以下、本事例において「都道府県等」という。）が条例で定める衛生上必要な措置を講じなければならない（理容師法第12条及び美容師法第13条）。</p> <p>さらに、清潔の保持のための措置として、洗場は流水装置とすること、ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること等、採光、照明及び換気の実施の基準として、照度を100ルクス以上とすること等とされている（理容師法施行規則第26条及び同施行規則第27条並びに美容師法施行規則第26条及び同施行規則第27条）。</p> <p>〔問題となる実態等〕</p> <p>厚生労働省は、上記法令以外に、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号。以下、本事例において「衛</p>

生管理要領」という。)に基づき、都道府県等に対し技術的助言を行っており、都道府県等では、条例により、理・美容所における衛生上必要な措置の内容を定めている。

また、厚生労働省は、都道府県等からの疑義照会への回答として、「移動理容所について」（昭和39年12月3日付け衛環第35号）において、移動理容所については、一般の固定施設による理容所と同様に取り扱って差し支えない旨の見解を示している。

なお、衛生管理要領では、「作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し」となっており、理・美容所の面積については、柔軟な対応が可能となっている。

今回、調査した11都道府県等のうち9都道府県等では、条例により、表1のとおり、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用しているものの、2都道府県等では、通常の店舗型の理・美容所の床面積（10.0㎡）とは異なる理・美容車用の床面積（5.1㎡～5.6㎡）を規定している状況がみられた。

表1 11都道府県等の条例における理・美容車の床面積の最低基準

区分	都道府県等数	床面積の最低基準	
		店舗型	理・美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1～5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0～9.9㎡	6.0～9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡

(注) 当省の調査結果による。

当該2都道府県等では、理・美容車の構造上の特殊性等を考慮し、自動車による営業を前提とした衛生上必要な措置を定めることにより、利用者がより衛生的で快適な環境で理容・美容サービスを受けられるよう、5.1㎡～5.6㎡（2トン車程度）の理・美容車でも営業できるようにしたとしている。

また、調査した4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンク及び給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている状況もみられた。

厚生労働省では、各都道府県等における理・美容車の基準等についての詳細は把握しておらず、各都道府県等においては適切に対応され

ているものとの考えであるとしている。

なお、理・美容車を使用して営業している事業者は、表2のとおり、
i) 理・美容車の需要は今後高まるのではないか、ii) 特に、小型の理・美容車は在宅介護の分野等にも進出できるため、メリットが大きいとしている。

表2 理・美容車を使用して営業している事業者の意見

- ・ 理・美容車の需要は増大傾向にある。
- ・ 出張先の施設内でカットを行うこともあるが、気分転換のために施設の外でカットを受けたいという施設入所者も多く、理・美容車の需要はかなりある。
- ・ 当社は高齢者施設を中心に営業しているが、保有している理・美容車は大型（4トン級）のため、個人宅からの予約は断らざるを得ない状況である。小型の理・美容車を使用することができるようになれば、在宅介護の分野等にも進出できるため、一定の効果はあると考える。
- ・ 施設の設置場所や駐車スペースの状況により、大型車が入れない施設等もあるため、小型車のメリットはある。

(注) 当省の調査結果による。